違反事業者及び課徴金額一覧

1 特定アルミ缶

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額	課徴金減免 制度の適用
1	ユニバーサル製缶株式会社 (9010001095740)	東京都文京区後楽一丁目4番25号	代表取締役 内藤 英一	0	0	103億5671万円	30%
2	東洋製罐株式会社 ^(注3) (3010701026389)	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 本多 正憲	0	0	100億3525万円	30%
3	大和製罐株式会社 (2010001049273)	東京都千代田区丸の内 二丁目7番2号	代表取締役 山口 裕久	_	_	_	免除
4	東洋製罐グループホールディングス株式会社 (注3) (7010701026096)	東京都品川区東五反田 二丁目18番1号	代表取締役 大塚 一男	_	_	_	
	合計	2社	2社	203億9196万円			

2 特定スチール缶

番 号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金納付命令	課徴金額	課徴金減免 制度の適用			
1	北海製罐株式会社 (9430001051305)	北海道小樽市色内三丁 目1番1号	代表取締役 池田 孝資	0	0	33億5276万円				
2	東洋製罐株式会社 (注3) (3010701026389)	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	代表取締役 本多 正憲	0	0	19億7884万円	30%			
3	大和製罐株式会社 (2010001049273)	東京都千代田区丸の内 二丁目7番2号	代表取締役 山口 裕久	-	-	_	免除			
4	東洋製罐グループホールディングス株式会社 (注3) (7010701026096)	東京都品川区東五反田 二丁目18番1号	代表取締役 大塚 一男	_	_	-				
	슴計	2社	2社	53億3160万円						

- (注1) 表中の「O」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。
- (注2) 表中の「一」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者ではないことを示している。
- (注3) 東洋製罐グループホールディングス株式会社は、平成25年3月31日までは特定アルミ缶及び特定スチール缶の製造販売に係る事業を営んでいたが、平成25年4月 1日に当該事業の全てを東洋製罐株式会社に承継させたものである。

3 特定アルミ缶及び特定スチール缶の合計課徴金額:257億2356万円